厚生科学審議会関係規程

- ○厚生科学審議会運営規程 (平成十三年一月十九日 厚生科学審議会決定)(抄) (委員会の設置)
- 第八条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に諮って委員会を設置することができる。
- ○厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会運営細則

(平成二十九年三月三十日 医薬品医療機器制度部会決定)(抄)

(委員会の設置)

第一条 厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会(以下「部会」という。)に、その定めるところにより、委員会を置く。

(委員会の構成)

第二条 委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門員の中から部会長が 指名する者(以下「委員会委員」という。)により構成する。

(委員長の指名)

第三条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員会委員の中から部会長が指名する。